

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 改正の理由

法律の名称変更及び利率改定のため。

2 改正案の概要

- （１）独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める「高度化事業に係る都道府県の貸付に対する資金の貸付けに関する準則」が改定され、令和７年４月１日以降に貸付決定する高度化事業に係る貸付利率が変更されたことに伴い、県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率を変更するもの（０．８０％→１．００％）。
- （２）「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」が改正され「物流の流通の効率化に関する法律」に名称変更された（令和７年４月１日施行）ことに伴い、条文を修正するもの。

3 施行期日

公布の日